

かまくら市議会だより

平成12年11月1日第171号

鎌倉市議会

鎌倉市御成町18番10号
電話0467(23)3000

http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gikai/index.htm

編集発行
議会報編集委員会

9月定例会

一般特別会計

補正予算を可決

たい肥化事業臭気対策など

今定例会に市長から一般会計補正予算及び下水道事業特別会計補正予算が提出されました。

議会では審議の結果、いずれも総員の賛成で原案を可決しました。

一般会計補正予算

補正予算は歳入歳出いずれも三億九百七十万円を追加するもので、補正後の総額は五百二千億七千八百十円となります。

なお、歳出の内容は次のとおりです。

総務費

腰越地域の交通不便地域解消のためのミニバス路線新設に要する経費の追加。

民生費

旧鎌倉臨海学園の活用を図るための耐震診断及び土地の鑑定評価委託並びに腰越保育園改修工事に伴う給食搬送業務委託に要する経費の追加。

衛生費

植木せん定材たい肥化事業に伴う臭気対策委託に要する経費及び事業者持ち込み植木せん定材に係る受け入れ代金徴収のための車両計量器賃借料な

助成金

腰越地域の交通不便地

観光費

社団法人鎌倉市観光協

会五十周年記念事業の実施に係る補助金の追加。

土木費

既成宅地等防災工事補

助金、鎌倉芸術館周辺地区における土地利用転換計画策定等補助金の確定に伴う調査委託に要する経費、国庫補助金の内示を受けた鎌倉中央公園及び夫婦池公園の用地取得に要する経費、國の緊急地域雇用特別対策事業として実施する公園維持管理委託に要する経費並びに鎌倉海滨公園稲村ガ崎地区の台風被害復旧工事に要する経費の追加。

総務費

梅田川第一雨水幹線及

び逆川第一雨水幹線の護岸の一

部崩落に伴う緊急維持修繕工事に要する経費並びに下水道排水施設に係る損害賠償金の追加。

助成金

梅田川第一雨水幹線及

び逆川第一雨水幹線の護岸の一

部崩落に伴う緊急維持修繕工事に要する絏費並びに下水道排水施設に係る損害賠償金の追加。

助成金

可決した意見書

議会は地方自治法第99条の規定に基づき地方公共団体の公益に関する事項について意見書を提出することができます。今定例会では以下の2件の意見書を9月21日に可決し、鎌倉市議会として同日付で内閣総理大臣ほか関係省庁へ送付しました。

地震防災対策特別措置法の改正に関する意見書

地震大国と言われている我が国においては、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、国が平成7年6月に地震防災対策特別措置法を制定し、これに基づき都道府県が「地震防災緊急事業五箇年計画」を定め、この計画を中心に各般にわたる地震対策が講じられてきたところである。

本市においても、地域防災計画を見直す中で、県の「地震防災緊急事業五箇年計画」の事業適用を受け、消防用施設の整備や市立小・中学校の耐震化等に鋭意取り組んできたところである。

しかしながら、平成11年に発生したトルコ、台湾における地震災害で、改めて地震対策の重要性が再認識されたにもかかわらず、財政上の制約等により現行計画の進捗率は依然として低い状況にあり、次期の「地震防災緊急事業五箇年計画」においても、地震防災上緊急に対応すべき施設等の整備を迅速かつ強力に推進することによって、地域住民の生命と財産の安全確保になお一層努めていく必要がある。

よって政府におかれでは、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業の拡充・強化を図るとともに、同法に基づく国の負担または補助の特例措置が、次期の「地震防災緊急事業五箇年計画」にも適用されるよう特段の配慮を強く要望する。

特定非営利活動法人に対する税の優遇制度を設けることに関する意見書

阪神・淡路大震災の後、市民活動団体（N P O）を支援する法律制定を求める世論の高まりを受けて、1998年3月に特定非営利活動促進法が制定され、同年12月に施行された。

法律制定の際には、市民活動団体に法人格を与えることを先行し、税制上の支援策は盛り込まれなかったが、衆参両議院において、「税制度の見直しについては法施行後2年内に検討し、結論を得るものとする」との附帯決議がされた。

地域においては、環境問題や高齢者福祉、保育、国際交流など、市民の自発的な活動が活発に行われている。行政でも営利企業でもないN P Oの活動は市民の多様なニーズにこたえており、今後ますます重要な役割を果たすことが期待されている。

よって、国においては、地域における多様な市民活動の実態を踏まえ、公益性・公私性の高い活動については、特定非営利活動法人の活動が法人税法上の収益事業に当たる場合においても、営利企業と同様の課税とならないよう、N P Oの育成支援に有効な新たな税制度創設について検討するよう要望する。



奥気対策に追われる肥料化事業場

市の取り組みはいかに

本市では、「み半減計画」の実現に向けて、さまざまな施策を展開しています。十一月からは、「みの資源化」のため、ペットボトルの分別収集が開始されます。今定例会では、「み半減計画」を進めることで、資源せん定材化事業場をはじめ名越クリーンセンターへ元化などを進めています。

質問：「み半減計画」について、どのようにして市の取り組みを開始するとしているが、

資源再生部長：ペットボトルに減計画では、ペットボトル以外のプラスチック類について、平成十三年度中に分別収集を行う。その他のプラスチック類については容器

質問：「み半減計画」について、どのような質問を行いました。

資源再生部長：ベットボトルに減計画では、ベットボトル

マーケの表示などの環境整備が必要であり、一括して収集

トルの分別収集が開始されます。

質問：「み半減計画」を進めることで、資源せん定材化事業場をはじめ名越クリーンセンターへ元化などを進めています。

資源再生部長：資源化事業場をはじめ名越クリーンセンタ

ターへ元化などを進めています。

質問：「み半減計

可決した決議

議会は9月21日の本会議において次の決議を行いました。

鎌倉市公文書公開条例の早期改正を求めることに関する決議

「鎌倉市公文書公開条例」は、平成6年4月1日施行以来6年半を経過したところであるが、この間にも社会情勢は大きく変化し、「情報」に対する市民の意識も飛躍的に高まっている。

国においては、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」を平成11年5月14日に公布し、平成13年4月1日から施行することとなった。これを受け多くの地方自治体が、現行条例の改正もしくは新たな条例の制定によって、情報公開制度の充実を図っているところである。

本市が現行条例を制定するに際しては、準備検討作業が早くから行われていたにもかかわらず、実際に施行されたのは県下各市の中でも最も遅い時期であった。この教訓を生かし、市民の参加意識と時代の進展にこたえる意味から、鎌倉市公文書公開運営審議会に諮るなどして、「鎌倉市公文書公開条例」を早期に改正することを求めるものである。

- 1 実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書に、電磁的記録を含めること。
- 2 文書の公開を請求する権利者には、制限を設けないこと。
- 3 実施機関による文書の公開を義務規定とともに、情報の公開を確かなものとするために、文書管理制度の充実を図ること。
- 4 請求権者の期限の利益を確保するために、鎌倉市公文書公開審査会における審査の期間に一定の限度を設けること。
- 5 市長に情報公開制度の趣旨の徹底を図る責務を課すことによって、出資法人等の情報公開の推進を促すこと。

広町の緑地保全に関する決議

鎌倉市の重要な緑地の一つである広町の緑地保全は、鎌倉市政の長年にわたる最重要課題である。また、広町の緑地保全は、大多数の市民の切実な願いでもあり、それはこの間に取り組まれた3度にわたる大署名運動に端的に示されている。

本市議会も、その保全に向けた数多くの論議を重ね、機会をとらえて意見を述べてきており、平成10年3月に竹内市長に対し、具体的な保全策の早期策定を求める決議を行ったことも記憶に新しいところである。

こうした中、本年7月に鎌倉市緑政審議会から「広町の緑の保全に向けての方策について」答申が出され、広町を都市公園法の都市林として具体的に整備・保全する方向が示された。市はこの答申を受け、8月に、国庫補助・県費補助及び県の特段の支援を受けながら、市の都市計画事業として施行し、広町を都市林として保全する方針を決定したが、本市議会は、市のこの政策決定を市民、議会の意向に沿ったものとして一定の評価をするものである。

しかしながら、この基本方針の実現に当たっては、一定の財政負担が見込まれることや、事業者の理解と協力が必要不可欠であることなど、依然として問題が山積している状況にある。

よって本市議会は、市当局に対し、広町の緑地保全に関する基本方針の実現に向けて、国・県と共に通の認識に立って確実な支援を求めるとともに、しかるべき財政措置を検討するなどし、事業者の理解と協力を得るために特段の努力を行い、広町を都市林として保全する道を着実に開くよう強く求めるものである。

可決した案 条例の一部改正 市道路線廃止など

◇条例の一部改正

今定例会に市長から条例の一
部を改正するための議案四件が
提出されました。

議会では審議の結果、いずれ
の議案も總員の賛成で原案を可
決しました。

議案の主な内容は次のとおり
です。

◎鎌倉市営住宅の設置及び管理 に関する条例の一部改正

公営住宅法施行令が一部改正
され、介護保険制度による在宅
介護体制の充実が図られたこと
を踏まえ、常時の介護を必要と
する高齢者等であっても、居宅
において必要な介護を受けるこ
とができる、単身入居が可能な者
とができます。

議会では審議の結果、いずれ
の議案も總員の賛成で原案を可
決されました。

議案の主な内容は次のとおり
です。

◎鎌倉市火災予防条例の一部改 正

建築基準法施行令の一部改正
により条例で引用している法令
上の用語の定義等が変更された
ことから防火設備構造及び材
料に関する規定の改正等をする
ものですが、法令の一部改正に伴
う所要の措置であることから妥
当としたものです。

議会では審議の結果、このたび協
議が調ったため、市が相手方に
損害賠償額を支払おうとするも
のです。

◎鎌倉市恩給条例及び鎌倉市恩 給年額改定条例の一部改正

法令の一部改正に伴う規定の
整備などで所要の措置であるこ
とから妥当としたものです。

議会では審議の結果、このたび協
議が調ったため、市が相手方に
損害賠償額を支払おうとするも
のです。

◎鎌倉市道路線の認定

法令の一部改正に伴う規定の
整備などで所要の措置であるこ
とから妥当としたものです。

議会では審議の結果、このたび協
議が調ったため、市が相手方に
損害賠償額を支払おうとするも
のです。

◎鎌倉市道路線の認定

法令の一部改正に伴う規定の
整備などで所要の措置であるこ
とから妥当としたものです。

◎鎌倉市道路線の認定

法令の一部改正に伴う規定の
整備などで所要の措置であるこ
とから妥当としたものです。

◎市道路線廃止・認定の決定について

今定例会に市長から「下水道
施設管理に起因する市の義務に
属する損害賠償の額の決定につ
いて」の議案が提出されました。

議会では審議の結果、總員の
賛成で原案を可決しました。

◇市道路線廃止・認定の決定について

今定例会に市長から「下水道
施設管理に起因する市の義務に
属する損害賠償の額の決定につ
いて」の議案が提出されました。

議会では審議の結果、總員の
賛成で原案を可決しました。

◇市道路線廃止・認定の決定について

今定例会に市長から「下水道
施設管理に起因する市の義務に
属する損害賠償の額の決定につ
いて」の議案が提出されました。

議会では審議の結果、總員の
賛成で原案を可決しました。

◇市道路線廃止・認定の決定について

今定例会に市長から「下水道
施設管理に起因する市の義務に
属する損害賠償の額の決定につ
いて」の議案が提出されました。

議会では審議の結果、總員の
賛成で原案を可決しました。

議会では審議の結果、總員の
賛